



平成 18 年 5 月 19 日

各位

会 社 名 代表者名

株式会社リクルートコスモス 代表取締役社長 町田 公志 (JASDAQ コード 8844)

問合せ先

グループ戦略室長 高野 慎一 (TEL. 03-5440-4010)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 37 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成17年6月にMB0スキームによりリクルートグループから独立した事に伴い、平成18年9月1日より商号を「株式会社リクルートコスモス」から「株式会社コスモスイニシア」と改めることといたしたく、現行定款第1条(商号)の変更を行うものであります。
- (2) 事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えて、現行定款第2条(目的)の追加を行うものであります。
- (3) 経営効率の向上を目的として、平成18年9月1日に本店所在地を東京都千代田区に変更いたしたく、現行定款第3条(本店の所在地)の変更を行うものであります。
- (4) 平成 18 年 5 月 1 日に「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が施行されたことに伴い、本総会で の変更を以下のとおり行うものであります。
 - ① 当社の定款には取締役会、監査役および監査役会、会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされることとなったため、当該規定を新設するものであります。
 - ② 当社の定款には株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされることとなったため、当該規定を新設し、併せて単元未満株式に係る株券の取扱の規定を追加するものであります。
 - ③ 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限する規定を新設するものであります。
 - ④ 現行定款の名義書換代理人は株主名簿管理人と名称変更され、当社の定款にはこれを 置く旨の定めがあるとみなされるとともに、新たに新株予約権原簿に関する事務を委 託することとなるため、所要の変更を行うものであります。
 - ⑤ インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等をインターネットを利用する 方法で開示することで株主に対して提供したものとみなすことを可能とする旨の規定 を追加するものであります。
 - ⑥ 取締役会の機動的、効率的運営を図るため、その決議について書面または電磁的記録 により承認を行うことができる旨の規定を追加するものであります。
 - ⑦ 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責

任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を追加するものであります。

⑧ 会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責 任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

その他、用語及び引用条文等について所要の変更を行うとともに、一部の字句および条数 の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 現 行 定 款 重 案 第1章 総則 第1章 総則 (商 号) (商 号) 第1条 当会社は、株式会社 $\underline{\neg}$ スモスイニシアと称し、英文での表記を $\underline{COSMOSINITIA}$ Co., Ltd. と定める。 第1条 当会社は、株式会社<u>リクルートコスモス</u>と称し、 英文での表記を<u>RECRUIT COSMO</u>S C o., Ltd. と定める。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) ~ (9) (記載省略)

(新設)

(10) (記載省略)

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事 故その他やむを得ない事由により電子公告による ことができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

当会社の<u>発行する株式の総数</u>は、<u>230,000,000</u>株とし、 <u>このうち204,400,000</u>株は普通株式、 第5条 11,500,000株はA種優先株式、10,100,000株はB 種優先株式、4,000,000株はC種優先株式とする。 普通株式につき消却があった場合またはA 種優先株式、B種優先株式若しくはC種優先株式 につき消却若しくは普通株式への転換があった場 合には、これに相当する株式数を減ずる。

(新設)

(自己株式の取得)

当会社は、商法第211条/3第1項第2号の規定に より、取締役会の決議をもって自己株式を買受け ることができる。

(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)

- 第<u>7</u>条 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は、普通株式、A種優 先株式、B種優先株式およびC種優先株式のそれ ぞれにつき1,000株とする。
 - 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式に係 る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) ~ (9) (現行通り)

(10) 老人ホームの建設、経営および運営

(11) (現行通り)

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事 故その他やむを得ない事由により電子公告によ ることができないときは、日本経済新聞に掲載す

第2章 株式

(発行可能株式総数)

当会社の<u>発行可能株式総数</u>は、<u>175,697,099</u>株とし、<u>150,097,099</u>株は普通株式<u>の発行可能種類株</u> 第5条 式総数、11,500,000株はA種優先株式の発行可能 福類株式総数、10,100,000株はB種優先株式<u>の発行可能種類株式総数</u>、4,000,000株はC種優先株式<u>の発行可能種類株式総数</u>とする。

(株券の発行)

第6条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により 第7条 取締役会の決議によって市場取引等により自己 の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

- 第8条 当会社の<u>単元株式数</u>は、普通株式、A種優先株式、 B種優先株式およびC種優先株式のそれぞれに つき1,000株とする。
 - 当会社は、第6条の規定にかかわらず、単元未満 株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

現	行	定	款	変	更	案
	(新言	役)		その有す。 利以外の村 (1) 会社法第 (2) 会社法第 利 (3) 株主の有	ついての権利) 株主(実質株主を含む る単元未満株式につい 権利を行使することで 189条第2項各号に打 166条第1項の規定に する株式数に応じて 集新株予約権の割当	いて、次に掲げる権 ができない。 掲げる権利 こよる請求をする権 工募集株式の割当て

(名義書換代理人)

- 第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。
 - <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締
 - 役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同 じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人 の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質 権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主 (実質株主を含む。以下同じ。)のなすべき届出、 株券の再交付、株券喪失登録、単元未満株式の買 取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わな

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換 券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式 に関する諸手続および手数料については、取締役 会の定める「株式取扱規則」による。

(株主の届出)

- 株主、質権者またはその法定代理人は、当会社所 定の書式により、その氏名、住所および印鑑を名 義書換代理人に届け出るものとする。但し、署名 の慣習がある外国人は署名鑑をもって印鑑に代え 第10条 ことができる
 - 外国に居住する株主、質権者またはその法定代理 人は、日本国内に仮住所または代理人を定めて、 これを当会社所定の書式により名義書換代理人に 届け出るものとする。その変更があった場合も同

(基準日)

- 第11条 当会社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記 載または記録された株主をもってその決算期に関 する定時株主総会において権利を行使すべき株主 とする。
 - 前項その他定款に別段の定めがある場合のほか 必要があるときは、取締役会の決議により、予め 公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載ま たは記録された株主または登録質権者をもってそ の権利を行使すべき株主または登録質権者とする ことができる。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締
 - 役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同 じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の 作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約 権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、こ <u>れを株主名簿管理人に委託し</u>、当会社においては これを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿 株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載 または記録、株主の権利行使その他株式ならびに 新株予約権に関する取扱いおよび手数料につい ては、法令または定款に定めるもののほか、取締 役会の定める「株式取扱規則」による。

(削除)

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載 または記録された議決権を有する株主をもって その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
 - 前項その他定款に別段の定めがある場合のほか、 必要があるときは、取締役会の決議により、予め 公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載ま たは記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主また は登録株式質権者とすることができる。

現 定 款

第2章の2 優先株式 第2章の2 優先株式

(A種優先株式)

第11条の2 (記載省略)

(A種優先配当金)

- 1. 当会社は、利益配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録質権者(以下「A種優先株式の登録質権者」という。)に対し、普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき次号に定める額の利益配当金(以下「A種優先配当といで、「A種優先配当といで、「A種優先中間配当金を控除したととは、当該A種優先中間配当金を控除した額として表もに優先して支払われるA種累積未払配当金は控除しないものとする。
 - (2) A種優先配当金の額は、A種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)に、それぞれの<u>営業</u>年度毎に8.0%を乗じて算出した額とする。

(A種優先中間配当金)

2. 当会社は、中間配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2分の1を限度(かかる限度額からは、これに優先して支払われるA種累積未払配当金は控除しない。)として、取締役会の決議で定める金額の優先中間配当金(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(累積条項)

3. ある営業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金(中間配当金を含む。)の額が第1項第(2)号に定めるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積するものとする(以下「A種累積未払配当金」という。)。A種累積未払配当金は、翌営業年度以降、第11条の5の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する利益配当金に先立って支払われるものとする。

(非参加条項)

4.__A種優先株主またはA種優先登録質権者に対して は、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

(残余財産の分配)

5._当会社の残余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につきA種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)にA種聚積未出の監当金相当額業年度におけるA種の分配当金相当額業年度におけるA種の分配当金別を対しておよび分配日を含む。)で日割り計算した第2位表が分配日を含む。)で日割り計算した額(例に表満小数第2位まで算出し、その小数第2位と、当該営業年度においてA種優先中間配当金を支払ったとときは、その額を控除した額を支払うるとものまときは、その額を控除した種優先の対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(議決権)

6._ (記載省略)

(A種優先株式)

変

第12条の2 (現行通り)

(A種優先配当金)

1 当会社は、<u>期末配当金の支払い</u>を行うときは、A 種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録<u>株式</u>質権者(以下「A種優先登録<u>株式</u>質権者」という。)だり、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録<u>株式</u>質権者(以下「普通登録<u>株式</u>質権者」という。)に先立ちの第12条の5の定める支払順位に従い、A種優先配当金」という。)を支払り。個し、「A種優先配当金」という。)を支払う。個し、当該平業年度において次項に定めるA種優先中配当金を控除した額とし、これに優先して支払わるA種累積未払配当金は控除しないものとする。

案

(2) A種優先配当金の額は、A種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)に、それぞれの<u>事業</u>年度毎に8.0%を乗じて算出した額とする。

(A種優先中間配当金)

2 当会社は、中間配当金の支払いを行うときは、A 種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2分の1を限度(かかる限度額からは、これに優先して支払われるA種累積未払配当金は控除しない。)として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(累積条項)

3 ある<u>事業</u>年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり配当金(中間配当金を含む。)の額が第1項第(2)号に定めるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする(以下「A種累積未払配当金」という。)。A種累積未払配当金は、翌事業年度以降、第12条の5の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。

(非参加条項)

4 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に 対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

(残余財産の分配)

5 当会社の残余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通 株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ 12条の5の定める支払順位に従い、A種優先株につき A種優先株式の発行価額(1株につき A種優先株式配当金相当額および1株につき残余財産の分配目の属する事業年度の初日から残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産ののよび分配日を含む。)
り計算した額(円位未満小数第2位まで第出し、額を支払うものとする。)を加えた金優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除 A種優先中間配当金を支払った。とは、上記のほか残余 財産の分配は行わない。

(議決権)

6 (現行通り)

(株主との合意による取得)

(株主との合意による取得)

7. 当会社は、全てのB種優先株式およびC種優先株式が転換、償還または当会社に取得されるまでの間、A種優先株主との合意により当該A種優先株式を有償で取得することはできない。また、全社は、法令に定めある場合を除き、全てのA種優先株式が転換、償還または当会社に取得される看優先株式が転換、償還または当会社に取得される有償で取得することはできない。なお、当会社がA種優先株式以外の株式の株主は、当会社に対して、A種優先株式以外の株式の株主は、当会社に対しての保有するA種優先株式以外の株式の取得を求めることはできない。

(強制償還)

(2) (記載省略)

(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)

- 9._ (記載省略)
 - (2) 当会社は、A種優先株主には、<u>新株引受権また</u> <u>は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権</u> を与えない。

(普通株式への転換<u>予約</u>権)

10.__A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で 定める転換を請求<u>し得る</u>期間中、当該決議で定め る転換の条件で優先株式の<u>普通株式への</u>転換を請 求することができる。

(新設)

(新設)

7 当会社は、全てのB種優先株式およびC種優先株式が転換(取得と引換えに普通株式を交付することを意味する。以下同じ。)、償還(取得と引換えに金銭を交付することを意味する。以下同じ。)または当会社に取得されるまでの間、A種優先株主との合意により当該A種優先株式を有償で取得することはできない。また、当会社は、法令に定めある場合を除き、全てのA種優先株式が転換、償還または当会社に取得されるまでの間、普通株式との合意により普通株式を有償で取得する場合において、A種優先株式以外の株式の株式の株式は、当会社に対して自己の保有するA種優先株式以外の株式の取得を求めることはできない。

(強制償還)

当会社は、全てのB種優先株式およびC種優先株 式が転換、償還または当会社に取得された後は、 いつでも当社の取締役会が別に定める日(以下 「償還日」という。)をもって、A種優先株主の 意思にかかわらずA種優先株式の全部または一 部を償還すること<u>(以下「強制償還」という。)</u> ができる。一部<u>について強制</u>償還<u>をする</u>場合は、 抽選または各A種優先株主の保有するA種優先 株式の数に応じた按分比例により行う。償還価額 (取得と引換えに交付する金銭の額を意味する。 は、A種優先株式1株につき次号に定める額(以 下「A種優先株式償還価額」という。) に、A種 累積未払配当金相当額および償還日の属する事 業年度におけるA種優先配当金の額を償還日の 属する事業年度の初日から償還日までの日数(初 日および償還日を含む。)で日割り計算した額(円 位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を 四捨五入する。)を加算した額とする。但し、当該事業年度においてA種優先中間配当金を支払 ったときは、その額を控除した金額とする。

(2) (現行通り)

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

- 9 (現行通り)
- (2) 当会社は、A種優先株主には、<u>募集株式または</u> <u>募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、</u> <u>また株式無償割当てまたは</u>新株予約権<u>無償割当</u> <u>ては行わない</u>。

(普通株式への転換<u>請求</u>権)

- 10 A種優先株主は、次号および第(3)号の定めに従い発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求することができる期間中、当会社に対し当該決議で定める転換の条件で<u>A種</u>優先株式の転換を請求することができる。
 - を請求することができる。
 (2)前号の転換を請求することができる期間は、平成27年6月30日以降で、発行に際して取締役会の 決議で定める期間とする。
 - (3)第(1)号の転換の条件は、転換により交付すべき 普通株式の数を、当該転換を請求されたA種優先 株式の発行価額の総額に当該転換を請求された A種優先株式のA種累積未払配当金の総額を加 えた額を転換価額で除して得られる数とするも のとする。転換価額は、当初転換価額を当会社の 普通株式の時価を踏まえて発行に際して取締役 会決議で定める額とし、当該取締役会決議により 転換価額の修正よび調整の方法を定めると ができる。転換により交付すべき普通株式の数に 1株に満たない端数がある場合には、これを切り 1年に満たない端数がある場合には、これを切り 167条第3項に定める金銭の交付は行わないもの とする。

現 行 定 款

(B種優先株式)

第11条の3 (記載省略)

(B種優先配当金)

- 1 当会社は、利益配当を行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録質権者(以下「B種優先株式の登録質権者」という。)に対し、普通株主おの5のとが普通登録質権者に先立ち、かつ第11条の5のとある支払順位に従い、B種優先株式1株につき次号に定める額の利益配当金(以下「B種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において次項に定めるB種優先中間配当金を控除したときは、当該B種優先中間配当金を控除したときは、当該B種優先中間配当金を控除したときは、当れに優先して支払われるB種累積未払配当金は控除しないものとする。
 - (2) B種優先配当金の額は、B種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)に、それぞれの<u>営業</u>年度毎に4.0%を乗じて算出した額とする。

(B種優先中間配当金)

2. 当会社は、<u>中間配当</u>を行うときは、B種優先株主 またはB種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、かつ第<u>11</u>条の5の定 める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2 分の1を限度(かかる限度額からは、これに優先 して支払われるB種累積未払配当金は控除した い。)として、取締役会の決議で定める<u>金</u>額の優 先中間配当金(以下「B種優先中間配当金」とい う。)を支払うものとする。

(累積条項)

3. ある営業年度においてB種優先株主またはB種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金(中間配当金を含む。)の額が第1項第(2)号に定めるB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積するものとする(以下「B種累積未払配当金」という。)。B種累積未払配当金は、翌営業年度以降、第11条の5の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する利益配当金に先立って支払われるものとする

(非参加条項)

4._B種優先株主またはB種優先登録質権者に対して は、B種優先配当金を超えて配当は行わない。

(残余財産の分配)

5. 当会社の残余財産の分配をするときは、B種優先株主またはB種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、B種優先株式1株につきB種優先株式の発行価額(1株につきB種優先株式の発行価額(1株につきB種聚積配当金相当業半度におよび1株に各種業年度の初配当金者当業学配当ののの日までおり、B種集年度の初分配日を含む。)で日割り計算した額(2位未満小数第2位まかり、で日割り計算した額(2位未満小数第2位まかいてB種優先申間配当金を支払うる。B種優先株主またはB種優先中間を支払ときは、その額を控除した種優先の分配は行わない。B種優先株主またはB種優先の分配は行わない。上記のほか残余財産の分配は行わない。

(議決権)

6 __ (記載省略)

(株主との合意による取得)

7.__(記載省略)

(B種優先株式)

第12条の3 (現行通り)

(B種優先配当金)

1 当会社は、<u>期末配当金の支払い</u>を行うときは、B 種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」 という。)またはB種優先株式の登録<u>株式</u>質権者 (以下「B種優先登録<u>株式</u>質権者」という。)に 対し、普通株主および普通登録<u>株式</u>質権者に先立 ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、B 種優先株式1株につき次号に定める額の金銭(以 下「B種優先配当金」という。)を支払う。但し、 当該事業年度において次項に定めるB種優先中 間配当金を支払ったときは、当該B種優先中 当金を控除した額とし、これに優先して支払わる B種累積未払配当金は控除しないものとする。

案

(2) B種優先配当金の額は、B種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)に、それぞれの事業年度毎に4.0%を乗じて算出した額とする。

(B種優先中間配当金)

2 当会社は、<u>中間配当金の支払いを</u>行うときは、B 種優先株主またはB種優先登録<u>株式</u>質権者に対し、普通株主および普通登録<u>株式</u>質権者に先立ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2分の1を限度(かかる限度額からは、これに優先して支払われるB種案払配当金は控除しない。)として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(累積条項)

3 ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり配当金(中間配当金を含む。)の額が第1項第(2)号に定めるB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする(以下「B種累積未払配当金」という。)。B種累積未払配当金は、翌事業年度以降、第12条の5の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。

(非参加条項)

4 B種優先株主またはB種優先登録<u>株式</u>質権者に 対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わな い。

(残余財産の分配)

5 当会社の残余財産の分配をするときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通 株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ記2条の5の定める支払順位に従い、B種優先株式つきB種優先株式の発行価額(1株につきB種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)にB種累積未払配当金相当額業業の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日おけるB種優先配当金の額を残余財産の分配日までの日数(初日および分配日を含む。) 算した額(円位未満小数第2位まで算出し、名の小数第2位を四捨五入する。) を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度において第種と大きは、その額を控除して関を支払うものとする。B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(議決権)

6 (現行通り)

(株主との合意による取得)

7 (現行通り)

見 行 定 款

(強制償還)

8. 当会社は、全てのC種優先株式が転換、償還または当会社に取得された後は、いつでもB種優先株主の意思にかかわらずB種優先株式の全部場合は、一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選、各B種優先株主の高速優先株式の高速の場合は、B種優先株式1株につき次号によりう。遺価額は、B種優先株式1様につき次号によりう。関連工作をでは、B種優先株式償還価額」という。例のより、B種累積未払配当金相の銀行という。属する営業年度の初日から償還を目の個別での日数(四条工作のが数第2を含む。)で日割り計算した額(四条工入する。)を加算した額とする。他を当本にときは、その額を控除した金額とする。

(2) (記載省略)

(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)

9.__ (記載省略)

(2) 当会社は、B種優先株主には、新株引受権また は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権 を与えない。

(普通株式への転換予約権)

10. B種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で 定める転換を請求<u>し得る</u>期間中、当該決議で定め る転換の条件で優先株式の<u>普通株式への</u>転換を請 求することができる。

(新設)

(新設)

(C種優先株式)

第11条の4 (記載省略)

(C種優先配当金)

- 1. 当会社は、利益配当を行うときは、C種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)またはC種優先株式の登録質権者(以下「C種優先株式の登録質権者(以下「C種優先登録質権者に先立ち、かつ第11条の5のある支払順位に従い、C種優先株式1株につき次号に定める額の利益配当金(以下「C種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において次項に定めるC種優先中間配当金を控除したときは、当該C種優先中間配当金を控除した数に優先して支払われるC種累積未払配当金は控除しないものとする。
 - 当金は控除しないものとする。 (2) C種優先配当金の額は、C種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)に、それぞれの<u>営業</u>年度毎に7.0%を乗じて算出した額とする。

(強制償還)

変

8 当会社は、全てのC種優先株式が転換、償還または当会社に取得された後は、いつでも償還日をもって、B種優先株主の意思にかかわらずB種優先株式の全部または一部を強制償還をする場合は、抽選または各B種優先株主の保有するB種優先株式の数に応じた按分比例により行う。償還価額(と株式の数に応じた按分比例により行う。償還額(B種優先株式1株につき次号に定める額(B種優先株式1株につき次号に定めるに、B種優先株式1株につきで場合の基準を開発した。)に、B事業年度の初日から償還日の属遺別の展別を領別を開発した。)に、B事業年度の初日から償還日までの日数額(円でまる事業年度の初日から償還日までの小数第2位まで、当ままでで、まで、当ままではまた。)を加算した額とする。但を支払ったときは、その額を控除した金額とする。

案

(2) (現行通り)

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

9 (現行通り)

(2) 当会社は、B種優先株主には、<u>募集株式または 募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、</u> また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当 ては行わない。

(普通株式への転換請求権)

- 10 B種優先株主は、<u>次号および第(3)号の定めに従い</u>発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求することができる期間中、当会社に対し当該決議で定める転換の条件で<u>B種</u>優先株式の転換を請求することができる。
 - 決議で定める転換の条件で<u>B種</u>慢先株式の転換を請求することができる。
 (2)前号の転換を請求することができる期間は、平成24年6月30日以降で、発行に際して取締役会の決議で定める期間とする。
 (3)第(1)号の転換の条件は、転換により交付すべき普通株式の数を、当該転換を請求されたB種優先性土の発行に頼めの総額に当該転換を請求された
 - (3) 第(1) 号の転換の条件は、転換により交付すべき 普通株式の数を、当該転換を請求されたB種優先 株式の発行価額の総額に当該転換を請求された B種優先株式のB種累積未払配当金の総額を加 た額を転換価額で除して得られる数とするも のとする。転換価額は、当初転換価額を当会社の 普通株式の時価を踏まえて発行に際して取締役 会決議で定める額とし、当該取締役会決議により 転換価額の修正および調整の方法を定めることができる。転換により交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り 捨てるものとする。この場合において、会社法第 167条第3項に定める金銭の交付は行わないもの とする。

(C種優先株式)

第<u>12</u>条の4 (現行通り)

(C種優先配当金)

- 1 当会社は、<u>期末配当金の支払い</u>を行うときは、C 種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」 という。)またはC種優先株式の登録<u>株式</u>質権者 (以下「C種優先登録<u>株式</u>質権者」という。)に 対し、普通株主および普通登録<u>株式</u>質権者に先立 ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、C 種優先株式1株につき次号に定める額の金銭(以 下「C種優先配当金」という。)を支払う。但し、 当該事業年度払いて次項に定めるC種優先門 間配当金を控除した額とし、これに優先して支払わる C種累積未払配当金は控除しないものとする。
 - (2) C種優先配当金の額は、C種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)に、それぞれの事業年度毎に7.0%を乗じて算出した額とする。

現 行 定 款

(C種優先中間配当金)

2. 当会社は、中間配当を行うときは、C種優先株主またはC種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2分の1を限度(かかる限度額からは、これに優先して支払われるC種累積未払配当金は控除しない。)として、取締役会の決議で定める金額の優先中間配当金(以下「C種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(累積条項)

3. ある営業年度においてC種優先株主またはC種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金(中間配当金を含む。)の額が第1項第(2)号に定めるC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積するものとする(以下「C種累積未払配当金」という。)。C種累積未払配当金は、翌営業年度以降、第11条の5の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する利益配当金に先立って支払われるものとする

(非参加条項)

4.__C種優先株主またはC種優先登録質権者に対して は、C種優先配当金を超えて配当は行わない。

(残余財産の分配)

5. 当会社の残余財産の分配をするときは、C種優先 株主またはC種優先登録質権者に対し、普通株主 および普通登録質権者に先立ち、かつ第11条の5 の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につ きC種優先株式の発行価相当額および1株につのき 後先株式和配当園する営業年度におけるC営業付 会財産の分配日の高する営業年度におけるる営業年度の初日を残余財産の分配日の属日数額、100円 た配当金の額を残余財産の分配日の属日数額(円 た配当金の額を残余財産の分配日の「日本の小数第2位と およば分配日を含む。)で日割り計りした第2位 およば分配日を含む。)で日割り計りした第2位を およば小数第2位まで算出し、その小数第2位を 地方を含むいてC種優先額配当なり。金を 当該営業年度においてC種優先額を支払うもな する。C種優先株主またはC種優先登録質権者に 対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(議決権)

6._ (記載省略)

(株主との合意による取得)

7. (記載省略)

(強制償還)

8. 当会社は、いつでもC種優先株主の意思にかかわらずC種優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選、各C種優先株式の数に応じた按分比例その他の方法により行う。償還価額は、C種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)と、C種累積未払配当金および償還日の属する営業年度の初日かで日数(初円位よよび償還日を含む。)で日割り計算した額(円円はおよび償還日を含む。)で日割り計算した額(円位を四捨工の事業のでは、その小数第2位を四捨工人する。)を加算した額とする。但し、当該世度においてC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。

(C種優先中間配当金)

2 当会社は、<u>中間配当金の支払い</u>を行うときは、C 種優先株主またはC種優先登録<u>株式</u>質権者に対 し、普通株主および普通登録<u>株式</u>質権者に先立 ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、前 項第(2)号に定める額の2分の1を限度、かかる 限度額からは、これに優先して支払われるC種累 積未払配当金は控除しない。)として、取締役会 の決議で定める額の金銭(以下「C種優先中間配 当金」という。)を支払うものとする。

案

(累積条項)

3 ある事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり配当金(中間配当金を含む。)の額が第1項第(2)号に定めるC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする(以下「C種累積未払配当金」という。)。C種累積未払配当金は、翌事業年度以降、第12条の5の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする

(非参加条項)

4 C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に 対しては、C種優先配当金を超えて配当は行わない。

(残余財産の分配)

5 当会社の残余財産の分配をするときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、かつ第12条の5つを改る支払順位に従い、C種優先先株式の5の定める支払順位に従い、C種優先の5つを受けるを表表ででは、1,000円)にC種果積未払配当金市はでは、1,000円)にC種果積未払配当金市が130円の展する事業年度の分配の属する事業年度の初日から残余財産の分配日を表がする。)で加えたで、100円のよび分配日を含む。)が計算した額(円位未満小数第2位まで、100円の場合で、100円ののは、100円のののは、100

(議決権)

6 (現行通り)

(株主との合意による取得)

7 (現行通り)

(強制償還)

8 当会社は、いつでも<u>償還日をもって、</u>C種優先株主の意思にかかわらずC種優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部<u>で種制</u>償還をする。場合は、抽選または各C種優先株主の場合する。個優先株式の数に応じた按分・性例により行う。償還価額は、C種優先株式表が行価額(1株につき1,000円)に、C種果素はけるで類量をおよび償還日の属する事業年度に発表での初日から償還日の属する事業年度に変更の初日から償還日までの日数(初日および償還日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四該事業においてC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。

更

(償還請求権)

- 9. C種優先株主は、平成18年7月10日以降、毎年7 月10日(当該日が営業日でない場合は翌営業日) から7月17日(当該日が営業日でない場合は翌営 業日)までならびに翌年1月10日(当該日が営業 日でない場合は翌営業日)から1月17日(当該日 が営業日でない場合は翌営業日)までの各期間(以 下「償還請求可能期間」という。) において、 該償還請求がなされた時点における当会社の公表 済みの直近の単体貸借対照表または単体中間貸借 対照表における純資産の額から、当該償還請求がなされた<u>営業</u>年度につき支払うべきA種優先配当 金、B種優先配当金およびC種優先配当金の合計 額ならびにC種優先株式の任意買入または強制償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した金額が100億円を上回る場合に 限り、法律上可能な限度で、かつ、当会社の公表 済みの直近の単体損益計算書における経常利益か ら当該償還請求がなされた営業年度につき支払うべきA種優先配当金、B種優先配当金およびC種 優先配当金の合計額ならびに当該償還請求がなさ れた営業年度につきC種優先株式の任意買入また 額とする。但し、当該営業年度においてC種優先 中間配当金を支払ったときは、その額を控除した 金額とする。
 - (2) 前号に定める限度額を超えてC種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選、各C種優先株主の請求があった株数に応じた按分比例<u>そ</u>の他の方法</u>により決定する。

(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)

10.__ (記載省略)

(2) 当会社は、C種優先株主には、新株引受権また は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権 を与えない。

(普通株式への転換予約権)

11. C種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で 定める転換を請求<u>し得る</u>期間中、当該決議で定め る転換の条件で優先株式の<u>普通株式への</u>転換を請 求することができる。

(新設)

(新設)

変(償還請求権)

- C種優先株主は、平成18年7月10日以降、毎年7 月10日(当該日が営業日でない場合は翌営業日) から7月17日(当該日が営業日でない場合は翌営 業日)までならびに翌年1月10日(当該日が営業 日でない場合は翌営業日)から1月17日(当該日 が営業日でない場合は翌営業日)までの各期間 (以下「償還請求可能期間」という。) において 当該償還の請求(以下「償還請求」という。) ス 当該償還の請求(以下「償還請求」という。)が なされた時点における当会社の公表済みの直近 の単体貸借対照表または単体中間貸借対照表に おける純資産の額から、当該償還請求がなされた 事業年度につき支払うべきA種優先配当金、B種 要素件後につきくれかって保護を記当金の合計額ならびにC種優先配当金の合計額ならびにC種優先配当金の合計額ならびにC種優先式の合意による取得または強制 償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した金額が100億円を上回る場合 に限り、法律上可能な限度で、かつ、当会社の公 表済みの直近の単体損益計算書における経常利 益から当該償還請求がなされた事業年度につき 支払うべきA種優先配当金、B種優先配当金およ びC種優先配当金の合計額ならびに当該償還請求がなされた事業年度につきC種優先株式の合意による取得または強制償還を既に行ったか、行 う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、その保有するC種優先株式の全部 を限度として、その味有りることができ、当会社は、信還請求をすることができ、当会社は、信還請求可能期間満了の日から1ヵ月以内に、信還の手続を行うものとする。償還価格は、C種優先株式の発行価額(1株につき1,000円) C種累積未払配当金および償還日の属する事 <u>業</u>年度におけるC種優先配当金の額を償還日の 属する事業年度の初日から償還日までの日数で 日割り計算した額を加算した額とする。 該事業年度においてC種優先中間配当金を支払 ったときは、その額を控除した金額とする
 - (2) 前号に定める限度額を超えてC種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選また は各C種優先株主の請求があった株数に応じた 按分比例により決定する。

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

- 10 (現行通り)
 - (2) 当会社は、C種優先株主には、募集株式または 募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、 また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当 ては行わない。

(普通株式への転換請求権)

- 11 C種優先株主は、次号および第(3)号の定めに従い発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求することができる期間中、当会社に対し当該決議で定める転換の条件で<u>C種</u>優先株式の転換を請求することができる。
 - を請求することができる。 (2)前号の転換を請求することができる期間は、平成22年6月30日以降で、発行に際して取締役会の 決議で定める期間とする。
 - (3)第(1)号の転換の条件は、転換により交付すべき 普通株式の数を、当該転換を請求されたC種優先 株式の発行価額の総額に当該転換を請求された C種優先株式のC種累積未払配当金の総額を加 えた額を転換価額で除して得られる数とするも のとする。転換価額は、当初転換価額を当会社の 普通株式の時価を踏まえて発行に際して取締役 会決議で定める額とし、当該取締役会決議により 転換価額の修正および調整の方法を定めると ができる。転換により交付すべき普通株式の数に 1株に満たない端数がある場合には、これを切り 捨てるものとする。この場合において、会社法第 167条第3項に定める金銭の交付は行わないもの とする。

(優先順位)

第11条の5 (記載省略)

2. ~ 4. (記載省略)

(優先順位)

第12条の5 (現行通り)

2~4 (現行通り)

 現
 行
 定
 款
 変
 更
 案

 第3章 株主総会
 第3章 株主総会

(招集)

第<u>12</u>条 当会社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日 から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要 ある場合に随時招集する。

(招集者および議長)

第13条 (記載省略)

(新設)

(決議の方法)

第<u>14</u>条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定め がある場合<u>のほかは</u>、出席した株主の議決権の過 半数をもって行う。

2 <u>商法第343条</u>に定める特別決議は、総株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決 権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第<u>15</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理 人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を<u>証す</u> る書面を当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第<u>15</u>条の2 <u>第13条および第15条</u>の規定は、種類株主総会 にこれを準用する。

第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

第4章 取締役および取締役会

(新設)

(取締役の員数)

第16条 (記載省略)

(取締役の選任)

第17条 (記載省略)

- 2 前項の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を もって行う。
- 3 (記載省略)

(取締役の任期)

第<u>18</u>条 取締役の任期は、<u>就任後</u>2年<u>内の</u>最終の<u>決算期</u>に 関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は 他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第<u>19</u>条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議に よりこれを<u>定める</u>。

2 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を<u>統括</u>す

(招集)

第<u>13</u>条 当会社の定時株主総会は、毎<u>事業</u>年度<u>終了後</u>3ヵ 月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合 に随時招集する。

(招集者および議長)

第14条 (現行通り)

(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考 書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に 記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務 省令に定めるところに従いインターネットを利 用する方法で開示することにより、株主に対して 提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定め がある場合を除き、出席した議決権を行使するこ とができる株主の議決権の過半数をもって行う

とができる株主の議決権の過半数をもって行う。 全社法第309条第2項に定める決議は、議決権を 行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の 2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第<u>17</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を 代理人として、その議決権を行使することができ ス

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を<u>証明</u> する書面を当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第<u>17</u>条の2 <u>第14条、第15条および第17条</u>の規定は、種類 株主総会にこれを準用する。

2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催され る種類株主総会にこれを準用する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 (現行通り)

(取締役の選任)

第20条 (現行通り)

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができ る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 (現行通り)

(取締役の任期)

第<u>21</u>条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち</u>最終の<u>もの</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期 は他の取締役の任期の<u>満了するときまで</u>とする。

(代表取締役)

第<u>22</u>条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを<u>選定する</u>。

2 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を<u>執行</u>す る。 現 行 定 款 変 更 案

(役付取締役)

第<u>20</u>条 取締役会の決議により、取締役社長1名を定め、 必要に応じて取締役会長1名および取締役副会 長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、 常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集者および議長)

第21条 (記載省略)

(取締役会の招集手続)

第22条 取締役会を招集するときは、各取締役および監査 役に対して会日の3日前にその通知を発するもの とする。但し、緊急の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。

(新設)

(取締役会の決議の方法)

第23条 (記載省略)

(新設)

(取締役会規則)

第24条 (記載省略)

(取締役の報酬)

第25条 取締役の報酬は、株主総会において定める。

(取締役の責任免除)

第<u>25条の2</u> 当会社は、商法第<u>266条第19項</u>の規定により、 社外取締役との間に、<u>同条第1項第5号の行為</u>に よる賠償責任を限定する契約を締結することがで きる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額 は、<u>商法第266条第19項各号に定める金額の合計</u>額 とする。

第5章 監査役および監査役会

(新設)

(監査役の員数)

第26条 (記載省略)

(監査役の選任)

第27条 (記載省略)

2 前項の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を もって行う。

(監査役の任期)

第<u>28</u>条 監査役の任期は、<u>就任</u>後4年<u>内の</u>最終の<u>決算期</u>に 関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠<u>により</u>選任された監査役の任期は<u>前任者の任</u> 期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第<u>29</u>条 <u>監査役</u>はその<u>互選により</u>常勤監査役<u>1名以上</u>を定 める。 (役付取締役)

第23条 取締役会の決議により、取締役社長1名を<u>選定し</u> 、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会 長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、 常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集者および議長)

第24条 (現行通り)

(取締役会の招集通知)

第<u>25</u>条 取締役会を招集するときは、各取締役および監査 役に対して会日の3日前<u>まで</u>にその通知を発す るものとする。但し、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 (現行通り)

2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第<u>27</u>条 (現行通り)

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損 害賠償責任を限定する契約を締結することがで きる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額 は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第30条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 (現行通り)

(監査役の選任)

第<u>32</u>条 (現行通り)

2 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第<u>33</u>条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち</u>最終の<u>もの</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(常勤監査役)

第<u>34</u>条 <u>監査役会は、その決議によって</u>常勤監査役を<u>選定</u> する。 現 行 定 款 変 更 案

(監査役会の招集手続)

第30条 監査役会を招集するときは、各監査役に対して会日の3日前にその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(新設)

(監査役会の決議の方法)

第31条 (記載省略)

(監査役会規則)

第32条 (記載省略)

(監査役の報酬)

第33条 監査役の報酬は、株主総会において定める。

(監査役の責任免除)

第33条<u>の2</u> 当会社は、商法第280条第1項の規定により、 取締役会の決議をもって、株式会社の監査等に関 する商法の特例に関する法律第18条第1項で定め る監査役(監査役であったものを含む。)の責任 を法令の限度において免除することができる。

(新設)

第6章 計算

(営業年度および決算期日)

第<u>34</u>条 当会社の<u>営業</u>年度は、毎年4月1日から翌年3月 31日まで<u>とし、各営業年度の末日を決算期日</u>とす る。

(利益配当金)

第<u>35</u>条 当会社<u>の利益配当金</u>は、毎<u>営業</u>年度末日の最終の 株主名簿に記載または記録された株主または登録 質権者に支払う。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議に<u>より</u>、毎年9月30日 の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条/5</u>に定める金銭の分配(以下「中間配当」という)をすることができる

(除斥期間)

第<u>37</u>条 利益配当金および中間配当金については、その支 払開始の日から満3年を経過しても受領されない ときは、当会社はその支払義務を免れるものとす る。

第7章 会計監査人

(新設)

(会計監査人の員数および選任)

第38条 (記載省略)

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会を招集するときは、各監査役に対して会日の3日前 $\underline{*}$ でにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを 経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 (現行通り)

(監査役会規則)

第37条 (現行通り)

(監査役の報酬等)

第<u>38</u>条 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会<u>の決議によって</u>定め る。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる 社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の 損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損 害賠償責任を限定する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第<u>40</u>条 当会社の<u>事業</u>年度は、毎年4月1日から翌年3月 31日までの1年とする。

(期末配当金)

第<u>41</u>条 当会社は、<u>株主総会の決議によって、</u>毎事業年度 末日の最終の株主名簿に記載または記録された 株主または登録<u>株式</u>質権者に<u>対し金銭による剰</u> 余金の配当(以下「期末配当金」という)をする

(中間配当金)

第<u>42</u>条 当会社は、取締役会の決議に<u>よって</u>、毎年9月30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株 主または登録<u>株式</u>質権者に対し、<u>会社法第454条</u> <u>第5項</u>に定める<u>剰余金の配当</u>(以下「中間配当<u>金</u> 」という)をすることができる。

(除斥期間)

第<u>43</u>条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第44条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の員数および選任)

第45条 (現行通り)

現	行	定	款	変	更	案
	(新	設)		<u>賠償責任</u> る。ただ	、会社法第427条第15 との間に、任務を怠っ を限定する契約を締	<u>たことによる損害</u> 結することができ
	(新	設)		を生ずるものとす	条の変更は、平成18年 る。 該規定の効力発生後、	

3. 日程

定款変更の効力発生日(株主総会開催日) 平成 18 年 6 月 29 日

以上